

戦没者等のご遺族の皆様へ 第8回特別弔慰金が支給されます

対象 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順序で最も順位が先のご遺族1人

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹(ただし戦没者等と生計を共にして、戦没者等と同じ氏の方)
4. 3以外の 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
5. 1~4以外の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上生計を共にしていた方に限る)

支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

請求期限 平成20年3月31日(期限後の請求はできません。請求もれのないようご注意ください。)

その他 この請求は平成17年4月1日から受け付けていますので、すでに請求が済んでいる場合は再度請求する必要はありません。

請求・問 本所 社会福祉課(内159)又は各支所福祉課

「火は見てる あなたが離れる その時を」 春季全国火災予防運動 3月1日～3月7日

この運動は、火災が発生しやすい気候となる季節を迎えるに当たり、市民の皆様の火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生及び財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント 3つの習慣・4つの対策】

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災用品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

〔悪質な訪問販売にご注意!〕

消火器、住宅用火災警報器の購入の際は、悪質な訪問販売等にご注意ください。

問 笠間市消防本部 予防課 0296-72-0874

石井橋架け替え工事に伴う(1)仮設道路通行(2)福祉バス一部迂回のお知らせ

【(1)仮設道路通行のお願い】

一般国道355号笠間バイパス事業における石井橋の架け替え工事に伴い、次のとおり仮設道路を通行していただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

仮設道路 笠間市石井地内

国道50号石井交差点から西へ60mの地点と、石井神社前交差点から北へ150mの地点を結ぶ道路です。

通行期間 平成20年3月1日(土) 午前10時(予定)～平成21年9月30日(水)まで

正式な期日は、工事の進行に合わせて現場に掲示します。また、終期は予定となります。

通行上の注意

- ・仮設道路は重量規制(3トン以上)となります。
- ・仮設道路と国道50号の交差点は指定方向外通行禁止(右折禁止)となります。
- ・規制標識や付近の交差点等に設置する誘導看板に従って通行してください。

問 茨城県水戸土木事務所 道路整備第二課(担当:大内, 寺門) 029-225-1540

【(2)福祉バス一部迂回のお知らせ】

石井橋架け替え工事に伴い、福祉バスBコース(片庭・上加賀田方面)・Cコース(池野辺・大橋方面)・Dコース(大郷戸・石寺・日草場方面)の路線について、福祉バス運行期間中は一部迂回変更します。石井停留所で乗り降りされていた方は、最寄りの停留所をご利用ください。

迂回コース 国道50号線石井交差点から国道50号線沿い赤い鳥居を経由して笠間市役所笠間支所まで

問 笠間支所 福祉課(内72160)

